



島根県報

平成16年 6 月29日 (火)

号外第 83 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

条 例

市町村合併に伴う関係条例の整理に関する条例	(総 務 課)	8
知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	21
職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例	(")	21
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	23
島根県県税条例の一部を改正する条例	(")	24
島根県産業廃棄物減量税条例	(")	26
記号式投票に関する条例の一部を改正する条例	(市 町 村 課)	34
島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	(情 報 政 策 課)	35
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	(農 業 経 営 課)	39
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(森 林 整 備 課)	40
島根県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	(河 川 課)	41
島根県港湾施設条例の一部を改正する条例	(港 湾 空 港 課)	42

公布された条例等のあらまし

市町村合併に伴う関係条例の整理に関する条例 (条例第29号)

1 条例の概要

次に掲げる条例中、市町村等の名称を改める規定の整理

- (1) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
- (2) 島根県行政機関等設置条例
- (3) 島根県中山間地域研究センター条例
- (4) 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例
- (6) 島根県保健所条例
- (7) 島根県児童相談所条例
- (8) 島根県立わかたけ学園条例
- (9) 島根県立知的障害者更生相談所条例
- (10) 島根県立高等学校等条例
- (11) 島根県立ライフル射撃場条例
- (12) 地域農業改良普及センター条例
- (13) 島根県家畜保健衛生所条例
- (14) 島根県立種畜センター条例
- (15) 島根県立中海水中貯木場条例
- (16) 島根県立緑化センター条例

- (17) 島根県立ふるさとの森条例
- (18) 島根県漁港管理条例
- (19) 島根県観光施設条例
- (20) 島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例
- (21) 島根県港湾施設条例
- (22) 島根県空港条例
- (23) 島根県屋外広告物条例
- (24) 島根県流域下水道条例
- (25) 島根県営住宅条例
- (26) 島根県公営企業の設置等に関する条例

2 施行期日

区 分	施行期日
江津市及び邑智郡桜江町の合併による同町の江津市への編入に係る改正規定	平成16年10月1日
邑智郡邑智町及び同郡大和村の合併による同郡美郷町の設置に係る改正規定	
邑智郡羽須美村、同郡瑞穂町及び同郡石見町の合併による同郡邑南町の設置に係る改正規定	
隠岐郡西郷町、同郡布施村、同郡五箇村及び同郡都万村の合併による同郡隠岐の島町の設置に係る改正規定	
益田市、美濃郡美都町及び同郡匹見町の合併による両町の益田市への編入に係る改正規定	平成16年11月1日
大原郡大東町、同郡加茂町、同郡木次町、飯石郡三刀屋町、同郡吉田村及び同郡掛合町の合併による雲南市の設置に係る改正規定	
飯石郡頓原町及び同郡赤来町の合併による同郡飯南町の設置に係る改正規定	平成17年1月1日
松江市、八束郡鹿島町、同郡島根町、同郡美保関町、同郡八雲村、同郡玉湯町、同郡宍道町及び同郡八束町の合併による松江市の設置に係る改正規定	平成17年3月31日
1の(2)に係る改正規定	規則で定める日

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第30号)

1 条例の概要

給料の減額期間を平成18年度まで1年間延長することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第31号)

1 条例の概要

(1) 一般職の給料の減額率の改正

対 象		改 正 前	改 正 後
職員 (一般任期付職員を含む。)	管理職手当の支給割合が100分の25又は100分の20のもの	100分の5	100分の10
	教育職員	100分の4	100分の8
	教 職 員	及び 以外のもの	100分の3
任期付研究員 特定任期付職員	第1号任期付研究員 (3号給以下の給料月額のものを除く。)及び特定任期付職員 (4号給以下の給	100分の5	100分の10

	料月額のものを除く。)		
	第 1 号任期付研究員及び特定任期付職員 (を除く。)	100分の 4	100分の 8
	第 2 号任期付研究員	100分の 3	100分の 6

(2) 減額期間の改正

給料の減額期間を平成18年度まで 1 年間延長することとした。

(3) 経過措置

平成16年 8 月 1 日から平成17年 3 月31日に限り、改正後の減額率が100分の 6 となる職員等の減額率を次のとおりとする経過措置を設けることとした。

対 象		減 額 率
職員 (一般任期付職員を含む。)	期末手当役職 (職務段階別) 加算の適用を受けることができるもの	100分の 5
教育職員	臨時的任用の教育職員及び教職員	100分の 3
教 職 員	その他のもの	100分の 4
任期付研究員 特定任期付職員	第 2 号任期付研究員	100分の 5

2 施行期日等

平成16年 8 月 1 日から施行し、この条例による改正後の職員の給料の特例に関する条例の規定は、平成16年 8 月分以後の給料の月額について適用することとした。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第32号)

1 条例の概要

(1) 租税特別措置法の改正により引用していた国税の特別措置が廃止され、期限を定めた経過措置が講じられたことに伴う次に掲げる法律に基づく県税の課税免除に係る規定の整理

ア 農村地域工業等導入促進法 (以下「農村工業等法」という。) (第 2 条関係)

イ 半島振興法 (第 4 条関係)

ウ 過疎地域自立促進特別措置法 (以下「過疎法」という。) (第 7 条関係)

(2) 農村工業等法に基づく県税の課税免除の適用期間を減収補てん措置の適用期限 (平成18年 3 月31日) までとすることとした。 (第 2 条関係)

(3) 過疎法に基づく県税の課税免除に係る市町村合併に関する規定の整理 (第 7 条関係)

2 施行期日

平成17年 1 月 1 日から施行することとした。ただし、1 の(2)及び(3)については、公布の日から施行することとした。

島根県県税条例の一部を改正する条例 (条例第33号)

1 条例の概要

(1) 自動車税 (附則第19項関係)

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置 (いわゆる「自動車税のグリーン化」) を 2 年間延長することとした。

ア 平成16年度及び平成17年度に新車新規登録された次に掲げる排出ガス基準及び燃費性能基準を満たす自動車について、当該登録の翌年度分の自動車税に限り、次の特例措置を講ずることとした。

排出ガス基準 燃費性能基準	平成17年排出ガス基準値より 50パーセント以上排出ガス性能の良い自動車	平成17年排出ガス基準値より 75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車
平成22年度燃費基準達成車	通常税率	税率のおおむね100分の25軽減
平成22年度燃費基準を5パーセント以上上回る燃費性能を有する自動車	税率のおおむね100分の25軽減	税率のおおむね100分の50軽減

イ 平成16年度及び平成17年度に新車新規登録から11年（ガソリン車又はLPG車については13年）を経過した自動車（電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、税率のおおむね100分の10を重課する特例措置を、その翌年度以後について講ずることとした。

(2) 県民税（附則第20項関係）

均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに対する個人の県民税の均等割の非課税措置が廃止されたことに伴い、平成17年度分に限りその税率（1,000円）を500円とする経過措置を設けることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)のイの改正規定については、平成17年4月1日から施行することとした。

島根県産業廃棄物減量税条例（条例第34号）

1 条例の概要

(1) 課税の根拠（第1条関係）

地方税法第4条第6項の規定に基づき、産業廃棄物減量税を課すこととした。

(2) 賦課徴収（第3条関係）

賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例の定めるところによることとした。

(3) 納税義務者等（第4条関係）

納税義務者は、産業廃棄物の排出事業者及び中間処理産業廃棄物排出事業者とし、課税客体は産業廃棄物の最終処分場への搬入とすることとした。

(4) 課税免除（第5条関係）

知事は、産業廃棄物のうち規則で定めるもの及び課税を不相当と認めるものの最終処分場への搬入に対しては、産業廃棄物減量税を課さないこととした。

(5) 課税標準（第6条関係）

課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とすることとした。

(6) 税率（第7条関係）

税率は、1トンにつき1,000円とすることとした。

(7) 徴収方法（第8条関係）

徴収は、特別徴収の方法による。ただし、排出事業者（中間処理事業者を含む。）が自社の最終処分場に埋立処分する場合は、申告納付の方法によることとした。

(8) 特別徴収義務者（第9条関係）

特別徴収義務者は、最終処分業者又は知事が指定する者とすることとした。

(9) 特別徴収義務者の登録（第10条関係）

特別徴収義務者は、必要な事項の登録を知事に申請しなければならないこととした。

(10) 最終処分場の設置等の届出 (第14条関係)

申告納付すべき者は、必要な事項を知事に届け出なければならないこととした。

(11) 申告納入及び申告納付の期限 (第11条・第15条関係)

申告納入及び申告納付の期限は、原則として、次の表の左欄に掲げる期間内において申告納入及び申告納付すべき税額を、同表の右欄に定める期限までに納付、納入しなければならないこととした。

1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	1月末日

(12) 帳簿の保存 (第19条関係)

特別徴収義務者及び申告納付すべき者は、最終処分場ごとに帳簿を備え、必要な事項を記載し、これを5年間保存しなければならないこととした。

(13) 税率の特例 (附則第4項関係)

施行日から起算して1年を経過する日の属する年度(以下「導入年度」という。)の末日までの間に行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課する産業廃棄物減量税の税率は1トンにつき333円とし、導入年度の次の年度中に行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課する産業廃棄物減量税の税率は1トンにつき666円とすることとした。

(14) 有効期限 (附則第5項関係)

この条例は、施行の日から起算して5年間その効力を有することとした。

2 施行期日

総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

記号式投票に関する条例の一部を改正する条例 (条例第35号)

1 条例の概要

記号式投票の対象から除く投票として期日前投票を加えることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 (条例第36号)

1 条例の概要

(1) 条例等に基づく行政手続等を申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等に区分し、当該手続等について次の事項を規定することとした。(第3条 - 第6条関係)

ア 条例等の規定により書面等により行うこととしている手続等について、規則で定めるところにより、オンライン等による方法により行うことを可能とすることとした。

イ アにより行われた手続等について、当該手続等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該手続等に関する条例等の規定を適用することとした。

ウ アにより行われた申請等又は処分通知等は、県の機関又は処分通知等を受けるものの使用に係る電子計算機のファイルに記録された時にそれぞれ到達したものとみなすこととした。

エ アの場合において、当該手続等(縦覧等を除く。)に関する条例等の規定により署名等をすることとしているものについて、電子署名等の規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができることとした。

(2) 知事は、少なくとも毎年度1回、この条例の規定による手続等に係るオンラインの利用に関する状況について、インターネット等により公表することとした。(第7条関係)

(3) この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。 (第8条関係)

2 施行期日

平成16年10月1日から施行することとした。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (条例第37号)

1 条例の概要

(1) 島根県立農業大学校奨学金関係 (第2条関係)

被雇用者の立場で農業に従事する者は、免除の対象から除くこととした。

(2) 青年農業者初期経営安定資金関係 (第2条関係)

債務の免除に関する規定の追加

ア 貸付金の種類

県内の農業の担い手を育成確保するため、次のすべての要件を満たす者(以下「青年農業者」という。)に初期経営の安定を図るための資金の貸付けを行う市町村に対して貸し付けた資金

(ア) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第4条第1項の認定(以下「認定」という。)を、知事が別に定める期間において受けた者

(イ) 認定の時に18歳以上40歳未満である者

(ウ) 認定に係る就農計画に基づいて12月以上の研修を終了した者

(エ) 認定に係る就農計画に従って新たに自ら農業の経営を開始した者

(オ) 県内において専門的に農業に従事する者

イ 免除の条件及び範囲

(ア) 青年農業者が資金の貸付けを受けた日から5年間県内において専門的に農業に従事したとき。 債務の全部

(イ) 青年農業者が死亡したとき、又は災害、疾病その他やむを得ない事由により市町村に貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。 債務の全部又は一部

(3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)については、平成17年4月1日から施行することとした。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第38号)

1 条例の概要

特定鳥獣保護管理計画による数の調整を目的とする捕獲許可権限について、新たに対象区域となった市町村に、当該事務を移譲することとした。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例 (条例第39号)

1 条例の概要

河川区域内の土地に係る占用料の額を計算する場合の市の区域又は町若しくは村の区域の区分は、年度の初日における区分によるものとする。 (別表第2関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例 (条例第40号)

1 条例の概要

(1) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に規定する埠頭指標対応措置に係る制限区域及び水域指標対応措置に係る制限区域(以下「制限区域」という。)の設定については、知事が別に定

めることとした。(第 2 条の 2 第 1 項関係)

(2) 知事は、制限区域を設定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならないこととした。(第 2 条の 2 第 2 項関係)

(3) 制限区域の設定は、告示によってその効力を生ずることとした。(第 2 条の 2 第 3 項関係)

(4) 制限区域の設定の規定は、設定した制限区域の変更又は設定の解除について準用することとした。(第 2 条の 2 第 3 項関係)

2 施行期日

平成16年 7 月 1 日から施行することとした。

条 例

市町村合併に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成16年6月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第29号

市町村合併に伴う関係条例の整理に関する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第6号右欄中「安来市」を「安来市、江津市」に、「平田市」を「平田市、雲南市」に改め、「、鹿島町、島根町、美保関町、玉湯町、宍道町」及び「、掛合町」を削り、「邑智町、大和村、羽須美村、石見町」を「美郷町、邑南町」に改め、「、桜江町」を削り、同表第8号右欄中「平田市、東出雲町」を「平田市、雲南市、東出雲町」に改め、「、玉湯町、宍道町」、「、大東町、加茂町、木次町、三刀屋町」、「、桜江町」及び「、匹見町」を削り、「及び西郷町」を「及び隠岐の島町」に、「平田市、鹿島町」を「平田市」に、「加茂町、掛合町」を「雲南市」に、「赤来町」を「飯南町」に、「邑智町、羽須美村」を「美郷町、邑南町」に改め、「、美都町」を削り、「西郷町、都万村、海士町、西ノ島町及び知夫村」を「海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町」に改め、「、島根町、美保関町」を削り、「西郷町、布施村、五箇村、都万村、海士町、西ノ島町及び知夫村」を「海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町」に改め、同表第12号右欄中「西郷町、布施村、五箇村、都万村、海士町、西ノ島町及び知夫村」を「海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町」に改め、同表第14号右欄中「、島根町、美保関町、八束町」を削り、「西郷町、布施村、五箇村、都万村、海士町及び西ノ島町」を「海士町、西ノ島町及び隠岐の島町」に改め、同表第23号右欄中「東出雲町、大東町及び木次町」を「雲南市及び東

出雲町」に改める。

(島根県行政機関等設置条例の一部改正)

第 2 条 島根県行政機関等設置条例 (昭和52年島根県条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表木次総務事務所の項位置の欄中「大原郡木次町」を「雲南市」に改め、同項所管区域の欄中「仁多郡、大原郡」を「雲南市、仁多郡」に改め、同表益田総務事務所の項所管区域の欄中「、美濃郡」を削る。

第 3 条第 2 項の表木次健康福祉センターの項位置の欄中「大原郡木次町」を「雲南市」に改め、同項所管区域の欄中「仁多郡、大原郡」を「雲南市、仁多郡」に改め、同表益田健康福祉センターの項所管区域の欄中「、美濃郡」を削る。

第 4 条第 1 項の表雲南福祉事務所の項位置の欄中「大原郡木次町」を「雲南市」に改め、同項所管区域の欄中「、大原郡」を削り、同表西部福祉事務所の項所管区域の欄中「美濃郡、」を削り、同表隠岐福祉事務所の項位置の欄中「隠岐郡西郷町」を「隠岐郡隠岐の島町」に改め、同条第 2 項の表東部福祉事務所の項の次に次のように加える。

雲南福祉事務所	雲南市
---------	-----

第 6 条第 2 項の表木次農林振興センターの項位置の欄中「大原郡木次町」を「雲南市」に改め、同項所管区域の欄中「仁多郡、大原郡」を「雲南市、仁多郡」に改め、同表益田農林振興センターの項所管区域の欄中「、美濃郡」を削る。

第 8 条第 2 項の表松江水産事務所の項所管区域の欄中「八束郡、仁多郡、大原郡」を「雲南市、八束郡、仁多郡」に改め、同表浜田水産事務所の項所管区域の欄中「、美濃郡」を削る。

第 9 条第 2 項中「、美濃郡」を削る。

第10条第 2 項の表木次土木建築事務所の項位置の欄中「大原郡木次町」を「雲南市」に改め、同項所管区域の欄中「仁多郡、大原郡」を「雲南市、仁多

郡」に改め、同表益田土木建築事務所の項所管区域の欄中「、美濃郡」を削る。

(島根県中山間地域研究センター条例の一部改正)

第3条 島根県中山間地域研究センター条例(平成14年島根県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第2条中「飯石郡赤来町」を「飯石郡飯南町」に改める。

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第4条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年島根県条例第30号)の一部を次のように改正する。

本則の表島根県木次警察署の項位置の欄中「大原郡木次町」を「雲南市」に改め、同項管轄区域の欄中「大原郡」を「雲南市大東町、加茂町及び木次町」に改め、同表島根県掛合警察署の項位置の欄中「飯石郡掛合町」を「雲南市」に改め、同項管轄区域の欄中「飯石郡」を「雲南市三刀屋町、吉田町及び掛合町 飯石郡」に改め、同表島根県益田警察署の項管轄区域の欄中「美濃郡」を削り、同表島根県西郷警察署の項位置の欄中「隠岐郡西郷町」を「隠岐郡隠岐の島町」に改め、同項管轄区域の欄中「隠岐郡西郷町 隠岐郡布施村 隠岐郡五箇村 隠岐郡都万村」を「隠岐郡隠岐の島町」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年島根県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第10条の表第1号中「八束郡玉湯町大字玉造323番地」を「松江市玉湯町玉造323番地」に改め、同表第3号及び第4号中「、大田市三瓶町志学、江津市有福温泉町及び八束郡玉湯町大字玉造」を「及び玉湯町玉造、大田市三瓶町志学並びに江津市有福温泉町」に改める。

第11条の3の表第2号及び第11条の4中「、大田市三瓶町志学、江津市有福温泉町及び八束郡玉湯町大字玉造」を「及び玉湯町玉造、大田市三瓶町志学並びに江津市有福温泉町」に改める。

第11条の6及び第11条の8中「八束郡玉湯町大字玉造323番地」を「松江市玉湯町玉造323番地」に改める。

(島根県保健所条例の一部改正)

第 6 条 島根県保健所条例 (昭和39年島根県条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 島根県雲南保健所の項位置の欄中「大原郡木次町」を「雲南市」に改め、同項管轄区域の欄中「大原郡」を「雲南市」に改め、同表島根県益田保健所の項管轄区域の欄中「美濃郡」を削り、同表島根県隠岐保健所の項位置の欄中「隠岐郡西郷町」を「隠岐郡隠岐の島町」に改める。

(島根県児童相談所条例の一部改正)

第 7 条 島根県児童相談所条例 (昭和39年島根県条例第17号) の一部を次のように改正する。

別表島根県出雲児童相談所の項管轄区域の欄中「仁多郡、大原郡」を「雲南市、仁多郡」に改め、同表島根県益田児童相談所の項管轄区域の欄中「美濃郡」を削る。

(島根県立わかたけ学園条例の一部改正)

第 8 条 島根県立わかたけ学園条例 (昭和39年島根県条例第22号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「八束郡宍道町」を「松江市」に改める。

(島根県立知的障害者更生相談所条例の一部改正)

第 9 条 島根県立知的障害者更生相談所条例 (昭和39年島根県条例第15号) の一部を次のように改正する。

別表島根県立出雲知的障害者更生相談所の項管轄区域の欄中「仁多郡 大原郡」を「雲南市 仁多郡」に改め、同表島根県立益田知的障害者更生相談所の項管轄区域の欄中「美濃郡」を削る。

(島根県立高等学校等条例の一部改正)

第10条 島根県立高等学校等条例 (昭和39年島根県条例第27号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表島根県立松江南高等学校の項分校の位置の欄中「八束郡宍道町」を「松江市」に改め、同表島根県立大東高等学校の項位置の欄中「大原

郡大東町」を「雲南市」に改め、同表島根県立三刀屋高等学校の項位置の欄中「飯石郡三刀屋町」を「雲南市」に改め、同項分校の位置の欄中「飯石郡掛合町」を「雲南市」に改め、同表島根県立飯南高等学校の項位置の欄中「飯石郡赤来町」を「飯石郡飯南町」に改め、同表島根県立邑智高等学校の項位置の欄中「邑智郡邑智町」を「邑智郡美郷町」に改め、同表島根県立矢上高等学校の項位置の欄中「邑智郡石見町」を「邑智郡邑南町」に改め、同表島根県立隠岐高等学校の項位置の欄及び島根県立隠岐水産高等学校の項位置の欄中「隠岐郡西郷町」を「隠岐郡隠岐の島町」に改め、別表第1の2の表島根県立石見養護学校の項中「邑智郡石見町」を「邑智郡邑南町」に改め、同表島根県立隠岐養護学校の項中「隠岐郡西郷町」を「隠岐郡隠岐の島町」に改める。

(島根県立ライフル射撃場条例の一部改正)

第11条 島根県立ライフル射撃場条例(昭和54年島根県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中「八束郡八雲村」を「松江市」に改める。

(地域農業改良普及センター条例の一部改正)

第12条 地域農業改良普及センター条例(昭和33年島根県条例第29号)の一部を次のように改正する。

本則の表木次農林振興センター農業普及部の項位置の欄中「大原郡木次町」を「雲南市」に改め、同項管轄区域の欄中「仁多郡 大原郡」を「雲南市 仁多郡」に改め、同表益田農林振興センター農業普及部の項管轄区域の欄中「美濃郡」を削り、同表隠岐支庁農林局農業普及部の項位置の欄中「隠岐郡西郷町」を「隠岐郡隠岐の島町」に改める。

附則第3項の表木次農林振興センター農業普及部掛合地域農業普及部の項位置の欄中「飯石郡掛合町」を「雲南市」に改め、同項管轄区域の欄中「飯石郡」を「雲南市三刀屋町、吉田町及び掛合町 飯石郡」に改める。

(島根県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第13条 島根県家畜保健衛生所条例(昭和44年島根県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 出雲家畜保健衛生所の項管轄区域の欄中「仁多郡 大原郡」を「雲南市 仁多郡」に改め、同表益田家畜保健衛生所の項管轄区域の欄中「美濃郡」を削る。

(島根県立種畜センター条例の一部改正)

第14条 島根県立種畜センター条例 (昭和44年島根県条例第42号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「大原郡木次町」を「雲南市」に改める。

(島根県立中海水中貯木場条例の一部改正)

第15条 島根県立中海水中貯木場条例 (昭和53年島根県条例第25号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「八束郡美保関町」を「松江市」に改める。

(島根県立緑化センター条例の一部改正)

第16条 島根県立緑化センター条例 (昭和54年島根県条例第14号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「八束郡宍道町」を「松江市」に改める。

(島根県立ふるさとの森条例の一部改正)

第17条 島根県立ふるさとの森条例 (平成 5 年島根県条例第17号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表県民の森の項中「飯石郡吉田村、頓原町」を「雲南市並びに飯石郡頓原町」に改める。

第18条 島根県立ふるさとの森条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表ふるさと森林公園の項中「八束郡宍道町」を「松江市」に改め、同表県民の森の項中「並びに飯石郡頓原町及び赤来町」を「及び飯石郡飯南町」に改める。

(島根県漁港管理条例の一部改正)

第19条 島根県漁港管理条例 (昭和34年島根県条例第26号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中村の項所在地の欄中「隠岐郡西郷町」を「隠岐郡隠岐の島町」に

改め、同表惠曇の項所在地の欄中「八束郡鹿島町」を「松江市」に改め、同表西郷の項所在地の欄中「隠岐郡西郷町」を「隠岐郡隠岐の島町」に改め、同表美保関の項所在地の欄及び笠浦の項所在地の欄中「八束郡美保関町」を「松江市」に改め、同表瀬崎の項所在地の欄及び加賀の項所在地の欄中「八束郡島根町」を「松江市」に改め、同表御津の項所在地の欄中「八束郡鹿島町」を「松江市」に改め、同表今津の項所在地の欄及び加茂の項所在地の欄中「隠岐郡西郷町」を「隠岐郡隠岐の島町」に改め、同表津戸の項所在地の欄中「隠岐郡都万村」を「隠岐郡隠岐の島町」に改める。

(島根県観光施設条例の一部改正)

第20条 島根県観光施設条例(昭和39年島根県条例第55号)の一部を次のように改正する。

別表美保関休憩所の項中「八束郡美保関町」を「松江市」に改め、同表桂島園地の項中「八束郡島根町」を「松江市」に改め、同表白島崎休憩所の項中「隠岐郡西郷町」を「隠岐郡隠岐の島町」に改める。

(島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第21条 島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例(平成3年島根県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条中「飯石郡掛合町」を「雲南市」に改める。

(島根県港湾施設条例の一部改正)

第22条 島根県港湾施設条例(昭和39年島根県条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1西郷港の項中「隠岐郡西郷町」を「隠岐郡隠岐の島町」に改め、同表七類港の項中「八束郡美保関町」を「松江市」に改め、同表重栖港の項中「隠岐郡五箇村」を「隠岐郡隠岐の島町」に改める。

(島根県空港条例の一部改正)

第23条 島根県空港条例(昭和40年島根県条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1隠岐空港の項中「隠岐郡西郷町」を「隠岐郡隠岐の島町」に改める。

(島根県屋外広告物条例の一部改正)

第24条 島根県屋外広告物条例 (昭和49年島根県条例第21号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 八束郡の項中「鹿島町 美保関町 東出雲町 八雲村 玉湯町 宍道町」を「東出雲町」に改め、同表大原郡の項及び飯石郡の項を削り、同表邑智郡の項中「瑞穂町 石見町」を「邑南町」に改め、同表隠岐郡の項中「西郷町」を「隠岐の島町」に改める。

(島根県流域下水道条例の一部改正)

第25条 島根県流域下水道条例 (昭和56年島根県条例第11号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「八雲村 玉湯町」を削り、「出雲市 平田市 宍道町」を「松江市 出雲市 平田市」に改める。

(島根県営住宅条例の一部改正)

第26条 島根県営住宅条例 (昭和34年島根県条例第49号) の一部を次のように改正する。

「古 江 団 地

別表中「古 江 団 地」を 湯 町 団 地 に、「吉 田 団 地」を 宍道緑が丘団地」

「吉 田 団 地

仙 道 団 地

山 陵 団 地 に、

川 東 団 地

椎 ノ 木 団 地」

「	羽 入 団 地		」
	湯 町 団 地	八束郡玉湯町	を
	宍道緑が丘団地	八束郡宍道町	

「 羽 入 団 地 」 に、「飯石郡掛合町」を「雲南市」

に、「飯石郡赤来町」を「飯石郡飯南町」に、「邑智郡大和村」を「邑智郡美郷町」に、

口 羽 団 地	邑智郡羽須美村	を
矢 上 団 地	邑智郡石見町	

口 羽 団 地	邑智郡邑南町	に、
矢 上 団 地		

第二向野田団地	美濃郡美都町	を
仙 道 団 地		
山 陵 団 地		
川 東 団 地		
椎ノ木団地		

第二向野田団地	に、「隠岐郡西郷町」を「隠岐郡隠岐
---------	-------------------

の島町」に改める。

(島根県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第27条 島根県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年島根県条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表第3中	松江市	平田市	を	松江市	平田市	に改める。
	鹿島町	美保関町		雲南市	鹿島町	
	東出雲町	八雲村		美保関町	東出雲町	
	玉湯町	宍道町		八雲村	玉湯町	
	八束町	加茂町		宍道町	八束町	

第28条 島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第5項を削る。

別表第3 飯梨川水道の項供給先の欄中「八束町」を削り、同表中

松江市	平田市	を	松江市	平田市	に改める。
雲南市	鹿島町		雲南市	東出雲町	
美保関町	東出雲町				
八雲村	玉湯町				
宍道町	八束町				

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次に掲げる規定 平成16年10月 1 日

ア 第 1 条の規定（次号ア、第 3 号ア及び第 4 号アに掲げる改正規定を除く。）

イ 第 2 条中島根県行政機関等設置条例第 4 条第 1 項の表隠岐福祉事務所の項の改正規定

ウ 第 4 条中警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例本則の表島根県西郷警察署の項の改正規定

エ 第 6 条中島根県保健所条例別表第 1 島根県隠岐保健所の項の改正規定

オ 第10条の規定（次号キ、第 3 号ウ及び第 4 号エに掲げる改正規定を除く。）

カ 第12条中地域農業改良普及センター条例本則の表隠岐支庁農林局農業普及部の項の改正規定

キ 第19条の規定（島根県漁港管理条例別表第 1 中村の項の改正規定、同表西郷の項の改正規定、同表今津の項及び加茂の項の改正規定並びに同表津戸の項の改正規定に限る。）

ク 第20条中島根県観光施設条例別表白島崎休憩所の項の改正規定

ケ 第22条の規定（第 4 号サに掲げる改正規定を除く。）

コ 第24条の規定（次号ス及び第 4 号シに掲げる改正規定を除く。）

サ 第26条の規定（次号セ、第 3 号オ及び第 4 号セに掲げる改正規定を除く。）

く。)

(2) 次に掲げる規定 平成16年11月1日

ア 第1条の規定(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表第6号の改正規定(「平田市」を「平田市、雲南市」に改める部分及び「、掛合町」を削る部分に限る。)、同表第8号の改正規定(「平田市、東出雲町」を「平田市、雲南市、東出雲町」に改める部分、「、大東町、加茂町、木次町、三刀屋町」及び「、匹見町」を削る部分、「加茂町、掛合町」を「雲南市」に改める部分並びに「、美都町」を削る部分に限る。))及び同表第23号の改正規定に限る。)

イ 第2条の規定(前号イに掲げる改正規定を除く。)

ウ 第4条の規定(前号ウに掲げる改正規定を除く。)

エ 第6条の規定(前号エに掲げる改正規定を除く。)

オ 第7条の規定

カ 第9条の規定

キ 第10条の規定(島根県立高等学校等条例別表第1の1の表島根県立大東高等学校の項の改正規定及び同表島根県立三刀屋高等学校の項の改正規定に限る。)

ク 第12条の規定(前号カに掲げる改正規定を除く。)

ケ 第13条の規定

コ 第14条の規定

サ 第17条の規定

シ 第21条の規定

ス 第24条中島根県屋外広告物条例別表第1大原郡の項及び飯石郡の項の改正規定

セ 第26条中島根県営住宅条例別表の改正規定(「吉田団地」を

「吉 田 団 地
 仙 道 団 地
 山 陵 団 地 に改める部分、「飯石郡掛合町」を「雲南市」に改め
 川 東 団 地
 椎 ノ 木 団 地」

る部分及び	第二向野田団地		を
	仙 道 団 地	美濃郡美都町	
	山 陵 団 地		
	川 東 団 地		
	椎 ノ 木 団 地		

「 第二向野田団地 | | に改める部分に限る。) 」

ソ 第27条の規定

(3) 次に掲げる規定 平成17年 1 月 1 日

ア 第 1 条中知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条の表第 8 号の改正規定 (「赤来町」を「飯南町」に改める部分に限る。)

イ 第 3 条の規定

ウ 第10条中島根県立高等学校等条例別表第 1 の 1 の表島根県立飯南高等学校の項の改正規定

エ 第18条中島根県立ふるさとの森条例第 2 条第 2 項の表県民の森の項の改正規定

オ 第26条中島根県営住宅条例別表の改正規定 (「飯石郡赤来町」を「飯石郡飯南町」に改める部分に限る。)

(4) 次に掲げる規定 平成17年 3 月31日

ア 第 1 条の規定 (知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条の表第 6 号の改正規定 (「、鹿島町、島根町、美保関町、玉湯町、宍道町」を削る部分に限る。) 、同表第 8 号の改正規定 (「、玉湯町、宍道町」

を削る部分、「平田市、鹿島町」を「平田市」に改める部分及び「、島根町、美保関町」を削る部分に限る。)及び同表第14号の改正規定(「、島根町、美保関町、八束町」を削る部分に限る。)に限る。)

イ 第5条の規定

ウ 第8条の規定

エ 第10条中島根県立高等学校等条例別表第1の1の表島根県立松江南高等学校の項の改正規定

オ 第11条の規定

カ 第15条の規定

キ 第16条の規定

ク 第18条の規定(前号エに掲げる改正規定を除く。)

ケ 第19条の規定(第1号キに掲げる改正規定を除く。)

コ 第20条の規定(第1号クに掲げる改正規定を除く。)

サ 第22条中島根県港湾施設条例別表第1七類港の項の改正規定

シ 第24条中島根県屋外広告物条例別表第1八束郡の項の改正規定

ス 第25条の規定

セ 第26条中島根県営住宅条例別表の改正規定(「古江団地」を「古江団地 湯町団地」に改める部分及び「宍道緑が丘団地」

羽入団地		を
湯町団地	八束郡玉湯町	
宍道緑が丘団地	八束郡宍道町	

「羽入団地」に改める部分に限る。)

ソ 第28条の規定

(5) 第23条の規定 規則で定める日

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 6 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第30号

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給料の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成18年 3 月31日」を「平成19年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 6 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第31号

職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の給料の特例に関する条例（平成15年島根県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成18年 3 月31日」を「平成19年 3 月31日」に改め、同条第 1 号中「100分の 5 」を「100分の10」に改め、同条第 2 号中「100分の 4 」を「100分の 8 」に改め、同条第 3 号中「100分の 3 」を「100分の 6 」に改める。

第 2 条第 1 号中「100分の 5 」を「100分の10」に改め、同条第 2 号中「100分の 4 」を「100分の 8 」に改め、同条第 3 号中「100分の 3 」を「100分の 6 」に改める。

第 3 条第 1 号中「100分の 4 」を「100分の 8 」に改め、同条第 2 号中「100分

の3」を「100分の6」に改める。

第4条第1号中「100分の5」を「100分の10」に改め、同条第2号中「100分の4」を「100分の8」に改め、同条第3号中「100分の3」を「100分の6」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成16年8月1日から施行し、この条例による改正後の職員の給料の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成16年8月分以後の給料の月額について適用する。

(職員の給料の特例に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成17年3月31日までの間（以下「経過措置期間」という。）における新条例第1条第3号の規定の適用については、同号中「100分の6」とあるのは、同号に規定する職員のうち、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下「職員条例」という。）第15条の5第2項の期末手当基礎額の算定について同条第5項の規定の適用を受けることができるものにあつては「100分の5」と、その他のものにあつては「100分の4」とする。

(教育職員の給料の特例に関する経過措置)

- 3 経過措置期間における新条例第2条第3号の規定の適用については、同号中「100分の6」とあるのは、同号に規定する教育職員のうち、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号。以下「県立学校条例」という。）第24条第2項の期末手当基礎額の算定について同条第5項の規定の適用を受けることができるものにあつては「100分の5」と、県立学校条例第4条第1項に規定する高等学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員でその職務の級が1級であつて、かつ、任用期間を定めて雇い入れられるもの（県立学校条例第12条第1項に規定する再任用教育職員を除く。）にあつては「100分の3」と、その他のものにあつては「100分の4」とする。

(教職員の給料の特例に関する経過措置)

4 経過措置期間における新条例第 3 条第 2 号の規定の適用については、同号中「100分の 6」とあるのは、同号に規定する教職員のうち、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第 7 号。以下「市町村立学校条例」という。）第20条第 2 項の規定によりその例によることとされる職員条例第15条の 5 第 5 項又は県立学校条例第24条第 5 項に規定する期末手当基礎額の適用を受けることができるものにあつては「100分の 5」と、市町村立学校条例第 5 条第 1 項の規定により適用される給料表とその職務の級が 1 級であつて、かつ、任用期間を定めて雇い入れられるもの（市町村立学校条例第12条の 2 第 1 項に規定する再任用教職員を除く。）にあつては「100分の 3」と、その他のものにあつては「100分の 4」とする。

（第 2 号任期付研究員の給料の特例に関する経過措置）

5 経過措置期間における新条例第 4 条第 3 号の規定の適用については、同号中「100分の 6」とあるのは、「100分の 5」とする。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 6 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第32号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「供するため」の次に「、農村工業等法省令第 3 条第 1 号に規定する期間内に」を、「設備で」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）附則第25条第 5 項又は第40条第 8 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の」を加え、「租特法適用設備」を「旧租特

法適用設備」に改める。

第4条中「第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号」を「第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号」に改める。

第7条第1項中「区域()」の次に「過疎法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域として過疎法第2条第2項の規定により公示された区域を含む。」を加え、「第12条第1項の表の第3号又は第45条第1項の表の第3号」を「第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「供するため」の次に「、農村工業等法省令第3条第1号に規定する期間内に」を加える部分に限る。）及び第7条第1項の改正規定（「区域()」の次に「過疎法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域として過疎法第2条第2項の規定により公示された区域を含む。」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第33号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第19項第1号に次のように加える。

エ 平成6年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成4年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（アからウまでの規定の適用を受ける自動車を除く。） 平成17年度

オ 平成7年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として

用いる自動車にあっては、平成 5 年 3 月31日)までに新車新規登録を受けた自動車(アからエまでの規定の適用を受ける自動車を除く。)平成18年度

附則第19項中第 4 号を第 6 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (5) 法附則第12条の 3 第 6 項に規定する自動車(第 3 号の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第47条の規定の適用については、当該自動車平成16年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車平成17年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成18年度分の自動車税に限り、次の表の条項欄に掲げる規定中通常税率欄に掲げる字句は、中間軽課税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第19項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 法附則第12条の 3 第 4 項に規定する自動車に対する第47条の規定の適用については、当該自動車平成16年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車平成17年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成18年度分の自動車税に限り、次の表の条項欄に掲げる規定中通常税率欄に掲げる字句は、最大軽課税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則に次の 1 項を加える。

(県民税の個人の均等割の税率の特例)

- 20 平成17年度分の個人の県民税に限り、平成17年 1 月 1 日現在において県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第11条の規定の適用については、同条中「1,000円」とあるのは、「500円」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第19項第 1 号の改正規定

及び附則第3項の規定は、平成17年4月1日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の島根県県税条例(以下「新条例」という。)附則第19項第3号及び第5号の規定は、平成17年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成16年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第19項第1号の規定は、平成17年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成16年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

島根県産業廃棄物減量税条例をここに公布する。

平成16年6月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第34号

島根県産業廃棄物減量税条例

(課税の根拠)

第1条 県は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第4条第6項の規定に基づき、産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物減量税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 中間処理産業廃棄物 廃棄物処理法第12条第3項に規定する中間処理産業廃棄物をいう。
- (3) 最終処分業者 廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による知事の許可(廃棄物処理法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の変

更の許可を含む。)を受け産業廃棄物の最終処分を業として行う者及び廃棄物処理法第11条第 2 項の規定により産業廃棄物の最終処分をその事務として行う県内の市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)をいう。

(4) 最終処分場 次に掲げるものをいう。

ア 廃棄物処理法第15条第 1 項の規定による知事の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場(同項の規定の適用を受けないで設置されたものを含む。)

イ 県内の市町村が設置する一般廃棄物(廃棄物処理法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。以下この号において同じ。)の最終処分場のうち一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の埋立処分の用に供するもの

(賦課徴収)

第 3 条 産業廃棄物減量税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)の定めるところによる。

(納税義務者等)

第 4 条 産業廃棄物減量税は、産業廃棄物の最終処分場への搬入(2以上の最終処分場を有する者の当該2以上の最終処分場相互の間における搬入を除く。以下同じ。)に対し、当該搬入に係る産業廃棄物を排出した事業者(当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあっては、当該中間処理産業廃棄物を排出した事業者。以下同じ。)に課する。

2 前項の規定にかかわらず、最終処分場(県外に設置された最終処分場に相当するものを含む。)に搬入された産業廃棄物の最終処分を行う者が当該産業廃棄物の最終処分を他の最終処分業者に委託した場合における産業廃棄物減量税は、当該委託(当該他の最終処分業者が当該産業廃棄物の最終処分を更に他の最終処分業者に委託したときは、その委託)に基づく最終処分場への搬入に対し、当該委託をした者に課する。

3 産業廃棄物減量税は、前 2 項に規定する場合のほか、事業者がその排出する産業廃棄物の最終処分を自ら行う場合においては、当該事業者が設置する最終

処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。

(課税免除)

第5条 知事は、次に掲げる産業廃棄物の最終処分場への搬入に対しては、産業廃棄物減量税を課さない。

(1) 第2条第4号イに掲げる最終処分場に搬入される産業廃棄物で規則で定めるもの

(2) 公益上その他の理由により知事が課税を不相当と認める産業廃棄物

(課税標準)

第6条 産業廃棄物減量税の課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。この場合において、産業廃棄物の重量の計測が困難な場合において規則で定める要件に該当するときは、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(税率)

第7条 産業廃棄物減量税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

(徴収の方法)

第8条 産業廃棄物減量税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第4条第3項の規定により産業廃棄物減量税を課する場合においては、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者)

第9条 産業廃棄物減量税の特別徴収義務者は、最終処分業者とする。

2 知事は、必要があると認める場合には、前項に規定する者のほか、産業廃棄物減量税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。

3 前2項の特別徴収義務者は、最終処分場への産業廃棄物の搬入があったときに産業廃棄物減量税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録等)

第10条 前条第1項又は第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者(以下単に「特別徴収義務者」という。)は、規則で定める期限までに、特別

徴収すべき産業廃棄物減量税に係る最終処分場ごとに当該特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項の登録を知事に申請しなければならない。登録した事項に変更があった場合にも、また、同様とする。

- 2 知事は、前項の登録（変更事項の登録を除く。）の申請を受理した場合には、その申請をした者に対し、その者が特別徴収義務者であることを証する証票を交付しなければならない。
- 3 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 4 第 2 項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 5 第 2 項の証票の交付を受けた者は、当該最終処分場に係る産業廃棄物減量税の特別徴収の義務が消滅した場合には、その消滅した日から10日以内に当該証票を知事に返納しなければならない。

（申告納入）

第11条 特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間内において徴収すべき産業廃棄物減量税について、同表の右欄に定める期限までに、規則で定めるところにより、産業廃棄物減量税の課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納入しなければならない。ただし、最終処分場を廃止し、又は休止した場合には、その廃止し、又は休止した日から 1 月以内に、廃止し、又は休止した日までにおいて徴収すべき産業廃棄物減量税について、これを申告納入しなければならない。

1 月 1 日から 3 月31日まで	4 月末日
4 月 1 日から 6 月30日まで	7 月末日
7 月 1 日から 9 月30日まで	10月末日
10月 1 日から12月31日まで	1 月末日

- 2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納入に係る期間又は期限を指定することができる。

（徴収猶予）

第12条 知事は、法第15条の規定による場合のほか、特別徴収義務者が最終処分
の料金及び産業廃棄物減量税の全部又は一部を前条の納期限までに受け取るこ
とができなかったことにより、その納入すべき産業廃棄物減量税に係る徴収金
の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義
務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度とし
て、2月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。この場合において、
知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを
除き、その徴収猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げる
ものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

2 前項の規定により徴収猶予を受けようとする特別徴収義務者は、その旨を当
該産業廃棄物減量税の申告書を提出する際に併せて知事に申請しなければならない。

3 法第15条第4項、第15条の2及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第
3項までの規定は第1項前段の規定による徴収猶予について、法第11条、第16
条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の
規定は第1項後段の規定による担保について準用する。

4 知事は、第1項の規定によって徴収猶予をした場合においては、その徴収猶
予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額
を免除するものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第13条 知事は、特別徴収義務者が最終処分の料金及び産業廃棄物減量税の全部
又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認
める場合又は徴収した産業廃棄物減量税額を失ったことについて天災その他避
けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義
務者の申請により、その産業廃棄物減量税額が既に納入されているときはこれ
に相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているとき、その他そ
の産業廃棄物減量税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除す
るものとする。

2 知事は、前項の規定により、産業廃棄物減量税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 知事は、第 1 項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(最終処分場の設置等の届出)

第14条 第 8 条ただし書の規定により産業廃棄物減量税を申告納付すべき者(以下「納税者」という。)は、規則で定める期限までに、最終処分場ごとに当該納税者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項を知事に届け出なければならない。届け出た事項に変更があった場合にも、また、同様とする。

2 前項の規定は、最終処分場を譲り受け、又は借り受けようとする者について準用する。

(申告納付)

第15条 納税者は、次の表の左欄に掲げる期間内における産業廃棄物減量税について、同表の右欄に定める期限までに、規則で定めるところにより、産業廃棄物減量税の課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。ただし、最終処分場を廃止し、又は休止した場合においては、その廃止し、又は休止した日から 1 月以内に、廃止し、又は休止した日までにおける納付すべき産業廃棄物減量税について、これを申告納付しなければならない。

1 月 1 日から 3 月31日まで	4 月末日
4 月 1 日から 6 月30日まで	7 月末日
7 月 1 日から 9 月30日まで	10月末日
10月 1 日から12月31日まで	1 月末日

2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納付に係る期間又は期限を指定することができる。

(期限後申告等)

第16条 前条第 1 項の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第733条の16第 4 項の規定による決定の通知があるまでは、前条第 1 項の規定により申告納付することができる。

2 前条第 1 項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(更正、決定等に関する通知)

第17条 法第733条の16第 4 項の規定による産業廃棄物減量税の更正又は決定の通知、法第733条の18第 5 項の規定による産業廃棄物減量税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第 4 項の規定による産業廃棄物減量税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(課税地等)

第18条 産業廃棄物減量税の賦課徴収に関する島根県県税条例の適用については、同条例第 3 条第 1 項第 6 号中「又は第46条第13号」とあるのは「若しくは第46条第13号又は島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）第 5 条第 2 号」と、同条例第 4 条第 1 項の表中

「

狩猟税	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第55条第 1 項の規定により狩猟者の登録を受ける場所の所在地
-----	-----------------------------------------------------------------

」

とあるのは

「

狩猟税	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第55条第 1 項の規定により狩猟者の登録を受
-----	---------------------------------------------------------

」

	ける場所の所在地
産業廃棄物減 量税	最終処分場の所在地

と、同条例第 5 条中「この条例若しくはこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例若しくは島根県産業廃棄物減量税条例又はこれらの条例に基づく規則」とする。

- 2 産業廃棄物減量税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第 6 条の17 第 2 項第 9 号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

（帳簿の保存等）

第19条 特別徴収義務者及び納税者は、帳簿を備え、最終処分場ごとに、毎日の最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量その他規則で定める事項を記載し、当該帳簿をその閉鎖の日から 5 年間保存しなければならない。

- 2 特別徴収義務者及び納税者は、前項の帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け、当該電磁的記録による同項の帳簿に記載すべき事項の記録及び当該電磁的記録又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。）の保存をもって、同項の規定による帳簿の備付け、帳簿への記載及び帳簿の保存に代えることができる。

（用途）

第20条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物減量税額から産業廃棄物減量税の賦課徴収に要する費用を控除した額を、産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるものとする。

（規則への委任）

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 第9条第1項の規定により特別徴収義務者に指定されることとなる者に係る特別徴収義務者としての登録の申請及び証票の交付は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第10条第1項及び第2項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例は、施行日以後に行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。

(税率の特例)

- 4 第7条の規定にかかわらず、施行日から起算して1年を経過する日の属する年度(以下「導入年度」という。)の末日までの間に行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課する産業廃棄物減量税の税率は1トンにつき333円とし、導入年度の次の年度中に行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課する産業廃棄物減量税の税率は1トンにつき666円とする。

(有効期限等)

- 5 この条例は、施行日から起算して5年間(以下「適用期間」という。)その効力を有する。
- 6 この条例は、適用期間中における産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課した、又は課すべきであった産業廃棄物減量税については、前項の規定にかかわらず、適用期間経過後においても、なおその効力を有する。

記号式投票に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第35号

記号式投票に関する条例の一部を改正する条例

記号式投票に関する条例（昭和49年島根県条例第66号）の一部を次のように改正する。

本則中「第47条」の次に「、第48条の2」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

平成16年 6 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第36号

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、条例等に基づく申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 県の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。

(2) 県の機関 次に掲げるものをいう。

ア 知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁業管理委員会、警察本部（警察署を含む。）又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法律又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

(5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき県の機関に対して行われる通知をいう。

(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき県の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 県の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る

電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第 1 項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。

4 第 1 項の場合において、県の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をする事としているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第 4 条 県の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第 1 項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第 1 項の場合において、県の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をする事としているものについては、当該条例等の規定に

かかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 県の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 県の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、県の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第7条 知事は、少なくとも毎年度1回、県の機関が電子情報処理組織を使用し行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年10月 1 日から施行する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 6 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第37号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表島根県立農業大学校奨学金の項免除の条件の欄第 1 号中「農業に従事し、」を「農業に従事（雇用される者として従事する場合を除く。）し、」に改める。

第 2 条の表新規就農者経営安定資金の項貸付金の種類の欄中「青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 2 号）第 2 条第 2 項に規定する認定就農者」を「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 2 号。次項において「法」という。）第 4 条第 1 項の認定を受けた者」に改め、同項の次に次のように加える。

青年農業者 初期経営安 定資金	県内の農業の担い手を育成 確保するため、法第 4 条第 1 項の認定を知事が別に定 める期間において受け、か つ、当該認定の時において 法第 2 条第 1 項第 1 号に該	1 青年農業者が、 疾病、負傷その他 やむを得ない事由 により農業に従事 できなかった期間 を除き、資金の貸	債務の全 部
-----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------	-----------

	当する新規就農者のうち、認定就農計画（同条第2項に規定する認定就農計画をいう。）に基づく12月以上の研修を終了した者で、当該認定就農計画に従って新たに自ら農業の経営を開始したもの（以下この項において「青年農業者」という。）に資金の貸付けを行う市町村に対して、2年間を超えない期間貸し付けた資金	付けを受けた日から5年間県内において専門的に農業に従事したとき。	
		2 青年農業者が、死亡したとき、又は災害、疾病その他やむを得ない事由により市町村に貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。	債務の全部又は一部

第2条の表農業法人等雇用就農資金の項免除の条件の欄第1号中「雇用した就農者（以下「雇用就農者」という。）」を「雇用就農者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表青年農業者初期経営安定資金の項の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った島根県立農業大学校奨学金については、なお従前の例による。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第38号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第12号右欄中「、平田市、鹿島町、島根町、美保関町、八束町、大社町」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条の表第12号左欄に掲げる事務のうち、この条例の施行の日前に申請された鳥獣捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可の申請（特定鳥獣保護管理計画による数の調整を目的とする場合に限る。）については、なお従前の例による。

島根県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 6 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第39号

島根県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

島根県流水占用料等徴収条例（平成12年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の備考 1 に後段として次のように加える。

この場合において、市の区域又は町若しくは村の区域の区分は、年度の初日における区分によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第40号

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例

島根県港湾施設条例（昭和39年島根県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（制限区域）

第2条の2 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第29条第1項に規定する埠頭指標対応措置に係る制限区域及び同法第37条に規定する水域指標対応措置に係る制限区域（以下「制限区域」という。）の設定については、知事が別に定めるものとする。

2 知事は、制限区域を設定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

3 制限区域の設定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

4 前3項の規定は、設定した制限区域の変更又は設定の解除について準用する。

附 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。